

令和2年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税率も1.0%から2.2%に引き上げられております。その地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 523,810 千円
 【歳出】 社会保障施策に要する経費 6,110,756 千円 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他 (負担金・使用料等)	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	924,368	632,687	0	0	51,144	240,537
	高齢者福祉事業	68,374	54	0	568	11,880	55,872
	児童福祉事業	2,348,423	1,379,389	0	64,894	158,533	745,607
	ひとり親家庭等福祉事業	28,530	15,138	0	0	2,348	11,044
	生活保護扶助事業	699,551	544,030	0	6,000	26,217	123,304
	その他	12,807	0	0	0	2,245	10,562
	小計	4,082,053	2,571,298	0	71,462	252,367	1,186,926
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	259,996	135,982	0	0	21,745	102,269
	介護保険特別会計繰出金	427,486	22,527	0	0	71,006	333,953
	後期高齢者医療特別会計繰出金	98,335	73,751	0	0	4,310	20,274
	小計	785,817	232,260	0	0	97,061	456,496
保健衛生	高齢者医療事業	544,540	40,554	0	20,773	84,727	398,486
	障害者医療事業	119,824	48,928	0	6,000	11,379	53,517
	子ども医療事業	235,034	58,332	0	24,051	26,766	125,885
	母子・父子家庭医療事業	31,266	15,322	0	400	2,726	12,818
	疾病予防	279,101	10,076	0	9,324	45,536	214,165
	その他（休日急病診療所運営費等）	33,121	2,571	0	12,024	3,248	15,278
小計	1,242,886	175,783	0	72,572	174,382	820,149	
合計	6,110,756	2,979,341	0	144,034	523,810	2,463,571	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金予算額（1,000,000千円）の21分の11に相当する額としています。

※3 社会保険事業は、人件費・事務費に係る繰出金は除きます。

都市計画税の用途について

都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する経費に充てるために課される目的税です。

令和2年度一般会計予算における都市計画事業等への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 都市計画税（滞納繰越分含む） 524,100 千円
 【歳出】 都市計画事業等に要する経費 (単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				
		国県支出金	市債	その他	都市計画税	一般財源
街路事業	80,437	16,000	57,900	0	4,797	1,740
公園整備事業	89,647	13,300	57,900	7,500	8,033	2,914
下水道事業	554,881	0	0	0	407,167	147,714
公債費	141,871	0	0	0	104,103	37,768
計	866,836	29,300	115,800	7,500	524,100	190,136